

令和7年第14回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第3号及び第4号）を除く

令和7年第14回教育委員会会議

1 日 時 令和7年8月7日（木）13時30分～15時30分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根 直 樹
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
委 員	朝 倉 由紀子
教育次長	廣 川 雅 之
総務部長	井 上 達 雄
学校支援担当部長	木 戸 拓 史
学校教育部長	佐 藤 圭 一
調整担当部長	吉 田 憲 史
児童生徒担当部長	喜 多 山 篤
教職員担当部長	菅 野 智 広
中央図書館長	前 田 憲 一
総務課長	千 田 博 史
教職員課長	石 田 紘
庶務係長	牛 嶋 和 成
書 記	熊 谷 優 治

4 傍聴者 4名

5 議 題

議案第1号 令和8年度使用教科用図書の採択について

議案第2号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

議案第3号 学校管理職の人事について

議案第4号 学校職員に対する分限処分について

【開　会】

○山根教育長 これより、令和7年第14回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と朝倉由紀子委員にお願いいたします。

本日の議案第3号及び第4号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1項第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案3号及び第4号は公開しないことといたします。

【議　事】

○議案第1号 令和8年度使用教科用図書の採択について

○山根教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号「令和8年度使用教科用図書の採択について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の佐藤でございます。私から、議案第1号についてご説明申し上げます。

本議案は、令和8年度に使用する小学校用、義務教育学校用、中学校用、高等学校用、中等教育学校用及び特別支援教育用教科用図書の採択についてお諮りするものでございます。

本年度は、令和8年度に使用する高等学校用・中等教育学校後期課程用及び特別支援教育用教科用図書の採択替えを行うこととなっており、去る7月24日に開催された教育委員会会議におきまして、札幌市教科用図書選定審議会からの答申などに基づいて、これらの教科用図書を選定いただきました。

本案は、その際のご審議の結果等に基づいて、令和8年度に札幌市立学校で使用する教科用図書を採択するため、議案として提出するものでございます。

議案のインデックス「高校等」の高校45ページを御覧ください。こちらの「令和8年度 使用希望教科用図書一覧表」につきましては、選定審議会の部長からの報告と教育委員会会議での協議を踏まえ、まとめさせていただきました。

次に、インデックス「特別支援」の特支7ページを御覧ください。「令和8年度使用特別支援教育用教科用図書選定理由書」につきましても、同様に選定審議会の部長からの報告と教育委員会会議での協議を踏まえ、まとめさせていただきました。

続きまして、インデックス「小学校」の小学1ページを御覧ください。令和8年度小学校用教科用図書につきましては、教科用図書の無償措置に関する法律の定めるところに基づき、文部科学省より本年度と同一の教科用図書を採択しなければならぬとの通知を受けておりますので、現在使用している図書をそのまま掲載しております。

最後に、インデックス「中学校」の中學1ページをご覧ください。こちらも小学校用教科用図書と同じく、本年度と同一の教科用図書を採択しなければならぬとの通知を受けておりますので、現在使用している図書をそのまま掲載しております。

なお、小学校用教科用図書は令和5年度に、中学校用教科用図書は令和6年度に、教育委員会会議において採択した際、選定理由書の内容を確認・決定しておりますので、本日の議案には含めておりませんことを申し添えます。

私からの説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。

まず、高等学校並びに中等教育学校後期課程用教科用図書について確認いたします。前回の教育委員会会議において、答申及び高等学校部会部長からの説明をもとに審議いたしましたところです。議案書のインデックス「高校等」以降のとおり、選定結果と選定理由をとりまとめております。

「高校等」の選定理由等につきまして、御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、高等学校、中等教育学校後期課程の選定理由につきましては、議案の文言のとおりと確認をさせていただきます。

続いて、特別支援教育用教科用図書について確認します。

高等学校と同様に、前回の教育委員会会議において、答申及び特別支援教育部会部長からの説明をもとに審議いただきましたが、議案のインデックス「特別支援」以降のとおり、選定結果と選定理由をとりまとめております。

「特別支援教育」の選定理由等につきまして、御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、特別支援教育の選定理由につきまして、議案の文言のとおりと確認をさせていただきます。

以上で、高等学校及び中等教育学校後期課程用並びに特別支援教育用のそれぞれの教科用図書の選定理由が確定いたしましたので、最後に採択の決定を行います。

インデックス「高校等」の高校1ページから高校44ページまでにあります高等学校・中等教育学校後期課程用教科用図書、インデックス「特別支援」の特支1ページから特支6ページにあります、特別支援教育用教科用図書について、一覧に記載されているとおり採択することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、高等学校・中等教育学校後期課程用教科用図書及び特別支援教育用教科用図書につきまして一覧に記載されているとおり採択することといたします。

また、事務局からのはじめの説明にありましたとおり、インデックス「小学校」にあります、小学校用、義務教育学校前期課程用教科用図書及びインデックス「中学校」にあります中学校用、義務教育学校後期課程用、中等教育学校前期課程用教科用図書については、一覧に記載されているとおり、今年度と同じ教科用図書を採択することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、小学校用、義務教育学校前期課程用教科用図書及び中学校用、義務教育学校後期課程用、中等教育学校前期課程用教科用図書につきまして、一覧に記載されているとおり採択することいたします。

これで、令和8年度に札幌市立学校で使用するすべての教科用図書が採択されました。

それでは、議案第1号「令和8年度使用教科用図書の採択について」の審議を終了いたします。

◎議案第2号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

○山根教育長 続きまして、議案第2号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」事務局から説明をお願いいたします。

○教職員担当部長 教職員担当部長の菅野でございます。議案第2号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」ご説明申し上げます。

本件は、学校職員の懲戒処分に関する指針を改正するため提出するものでございます。詳細は課長からご説明いたします。

○教職員課長 教職員課長の石田です。当委員会では、懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、学校職員の非違行為を未然に防止するため、平成24年に「学校職員の懲戒処分に関する指針」を定めるとともに、これまで研修等の様々な機会を通じて服務規律の徹底を図ってきているところでございます。

しかしながら、昨年度において、懲戒処分となった事案が18件も発生しており、不祥事防止に向けて、より一層の取り組みを進めていく必要があります。

特に、学校職員による児童生徒へのわいせつ行為は、教育に携わる公務員としてあってはならない行為であることから、当委員会では、未然防止のため、平成30年11月に、教職員から児童生徒に対する私的な連絡を禁止すること、児童生徒の個人連絡先の取得は、職務遂行上の理由から校長が許可した場合に限るなどの取扱いについて、各学校に対し通知しているところです。

今回の指針の改正において、平成30年11月の通知で既に禁止されている取扱いを明確に位置付け、教職員と児童生徒間の不適切な連絡方法を非違行為として明記することで、不祥事を未然に防止する抑止力となると考えております。

資料の15ページの「新旧対照表」をご覧ください。今回の改正において、「第2 標準例」の「3 児童生徒に対する非違行為」に、「(5) SNS等を使用した児童生徒との私的なやり取り」を新設いたします。

具体的な内容としては、「校長の許可を受けることなく、SNS、メール、電話等を使用し、児童生徒と私的なやり取りを行った職員は、戒告とする。」というものです。

適用期日は、議決日とさせていただきたいと考えております。

本件についての説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

○**山根教育長** ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

○**佐藤委員** 児童生徒というと高校までを含むと思うのですが、小中高等学校において、SNS、メール等を使用して児童生徒とやり取りをすることは禁じているんでしょうか。

○**教職員課長** まず私的な部分については一律禁止をしております。

公務上必要な部活動に関する連絡であるとか、そういった手段に関しましては、管理職校長の許可を事前に得た形で認めております。

○**佐藤委員** 言ってみれば、明文化して、もし校長の許可を得ることなく行った場合には戒告ということを罰則として付け加えたということですね。

○**教職員課長** はい。

○**佐藤委員** この条文でポイントになると思われる的是、「私的な」という部分ですが、この「私的な」の範囲をどのように想定されてるか教えていただけますか。

○**教職員課長** はい。概念としては、公務上以外のやり取りは広く私的となるのが基本と考えております。

○**佐藤委員** そうすると、例えば学級運営に関して、クラスの子供たちに連絡をしたい場合には私的ではないということになるのでしょうか。

○**教職員課長** おっしゃる通りです。

○**佐藤委員** そういった場合は、SNSやメールを使用してもいいという解釈となりますか。

○**教職員課長** ルール上はそうなります。実態としましては、既に学校でそのような保護者と児童生徒とやり取りをするための「すぐーる」というツールが導入されておりま

して、公式に学校全体で情報共有されるものとなりますので、そのような連絡が基本となります。

○佐藤委員 そうすると、業務上あるいは教育的な働きかけについては制限しないということでしょうか。

○教職員課長 はい。

○佐藤委員 児童生徒から悩み相談を受けて、それに対して返信することは可能なのでしょうか。

○教職員課長 内容によるところもあろうかと思います。学級運営上オープンな場で起こっていたことに関する悩みについてやり取りをすることは問題ないと思いますが、個人的な悩み事の相談はグレーゾーンになるため、我々の運用としては、特に個人的な悩み事に関しては、管理職の許可を事前に取って行うべきであるということが、基本的な考えになります。

○佐藤委員 今後運用していくにつれて、「私的な」という概念が徐々に絞られてくるとは思います。

一方で、今まで色々な事件が起きていて、それを予防していくという趣旨は重々理解しておりますが、その反面、教職員と児童生徒との繋がりが、これまでよりも希薄になってしまったり、教職員の方が少し気後れして、児童生徒を突き離したような感じになってしまふことも良くないと思います。

そこの兼合いを今後事例を積み重ねていく中で考えていきたいと思っております。以上です。

○山根教育長 ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

○石井委員 今、佐藤委員からも私的なやり取りの部分で質問がありました。私も少し引っかかったところがあり、お聞きしたいと思います。

これだけ子供たちと教職員の方々との不適切なやり取りがSNS上で起こっている中で、処分の明確化というのは仕方がないと思う反面、私的なやり取りが、どこまでのやり取りを指すのか明らかにする必要があると思っています。

今、SNSと一言で言っても様々なアプリがあります。教職員の方々も登録していて自ら色々な情報発信をされている方も多く、その中で子供たちもSNSを利用して、個人的にフォローしたり、DMを送ったりすることがあると思います。

そのため、私的なやり取りについて、どういったことが非違行為になるのかを教育委員会としても提示していかなければならぬと個人的には思っております。

その他、先ほど悩み相談という話が佐藤委員からもありましたが、その際にどのように子供へ返信したらよいのか、テンプレートのようなものを提示すると若い教職員の方々も子供たちに返信しやすいのではないかなど思います。

そういういた私的なやり取りの例などについて、これから検討していく予定はあるのでしょうか。

○教職員課長 基本的には色々な事情や事案があるので一律に、これは駄目だ、これは良いとお示しするのは難しいところも多かろうと思っております。

一方で、ご指摘の通り教員による発信であるとか、教員がしっかりと子供と向き合って対応していくことを委縮させるのは望ましくないので、個別の判断を積み上げていく中で、事例に関してなるべくお示しできるように努めていきたいと考えております。

○道尻委員 今回、児童生徒の私的なやり取りについて処分を戒告のみとすることとしておりますが、これについて、戒告のみとした理由や議論の経過について教えていただきたいと思います。

○教職員課長 戒告のみとすることの考え方についてお尋ねですが、基本的には東京都を含めた他都市において戒告とされていることや、やり取り自体を禁じるとともに、その先で何か事案が起こった際は、その事案それぞれに既に処分の量定が定められていることから、戒告のみが妥当であろうと判断したものです。

○道尻委員 処分を加重する規定が指針の第1ー3にありますけれども、例えば、戒告の処分も受けたけれども、同様の行為を繰り返す場合や他に非違行為を行っている場合に、戒告の処分に加重することは可能なのでしょうか。解釈上、加重すべき事由がある時には、戒告ではなくより重い減給や停職にすることも可能なのでしょうか。

○教職員課長 複数の非違行為を行った場合には加重をするという規定がございますので、それに従って、SNSで戒告された他に何か非違行為があれば、停職等のより重い処分をすることは可能になっております。

○山根教育長 その他、いかがでしょうか。

○中野委員 教員自身のメールアドレスを生徒さんが仮に知っていて、突然メールが来て、例えば死にたいというような相談が来て、それに返信した場合、これは私的なやり取りとなりますか。

○教職員課長 背景などにもよるかとは思います。形式上私的なやり取りに該当する可能性があるとは思いますが、例えば現在地の確認であるとか緊急性が高い場合に指針に該当すると考えるのは妥当ではないと考えます。

○中野委員 基本的に緊急避難的な色合いが強い場合は、処分しないと考えてよいのですね。

○教職員課長 はい。規定の作りとしましては、他の非違行為も含めて、その行為がどのような態様で行われたか、どういった状況で行われたかを勘案して適用することとなっております。

そのため、今ご指摘いただいたような事例に関しても背景、緊急避難の必要性などを考えながら、適用を検討することになります。

○山根教育長 その他いかがでしょうか。

それでは、議案の懲戒処分の指針の改正については本案の通り決定し、ただし、ＳＮＳの運用にあたっての今後の学校への周知等にあたっては、今のご議論を踏まえた配慮を事務局にお願いすることによろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号につきましては提案通り決定をされました。

○山根教育長 続きまして、議案第3号及び第4号は、公開しないこといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開